

# 意見書

2月定例会最終日（3月2日）の本会議に、議員提案として次の4件の意見書が上程されました。議提第3号については反対及び賛成の討論が行われ、表決の結果、賛成多数で（下記の討論をご覧下さい）議提第1号及び第2号については全会一致で原案のとおり可決し、政府関係機関等へ送付しました。

議提第4号については、反対多数で否決されました。

◎議提第1号・核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書  
原案可決

◎議提第2号・電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書  
原案可決

◎議提第3号・永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書  
原案可決

◎議提第4号・中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書  
否決

# 討論

議提第3号・永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書

## 反対

この意見書にある1999年2月の最高裁判決は、外国人地方参政権は憲法上禁止されていないというものであり、事実誤認であることは明白である。

地方政治は、本来、すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために、住民自身の参加によって進めなければならぬものである。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税を初めとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するものと考ええる。よって本案に反対である。

## 賛成

永住外国人に対する地方参政権をめぐる問題は、国家の基本権に関する重大な問題であり、十分な議論なしに押し進めようとすることは極めて危険である。

地方に限って参政権を認めるとしても、地方政治が国家問題とつながっている案件は幾らでもあり、外交や安全にかかわる話が地方選挙のテーマになることは十分に考えられる。

これは民主主義の根幹にかかわる問題であり、拙速に法案提出や審議される問題ではないと考える。中央・地方を問わず、参政権は、「国民固有の権利」であり、国籍取得を通じて主権者となった者が行使するものであり、安易に付与すべきではないと考える。よって、本案に賛成である。

6月定例会は  
6月14日（月）  
開催予定です。  
※詳しくはホームページを  
「しらん下さい」

議会を傍聴しませんか。  
2月7日に福岡小学校  
6年生40人が本会議の  
様子を傍聴しました。



福岡小学校6年生の傍聴の様子

## 編集後記

三月、市内の小中高校で、卒業式が厳粛かつ静粛に行われました。

校長式辞、来賓の祝辞、在校生の送辞、卒業生の答辞、保護者の御礼の言葉、いずれの言葉にも、共通するキーワードに『感謝』の思いやりが含まれていました。

皆さんの言葉を聞いて、普段の生活は、『助け合い』

の社会』で成り立っていることにしみじみと思ひ至りました。

しかし、現実には『感謝する心』は、誰でも知っているけれども、同時に誰でもが真っ先に忘れるものでもあり、感謝ほど、口先と心の違いをはつきりと示してくれるものはないと思えました。

感謝の心を市民の共有する意識として高めることが、住みよい白石になり、厳しい経済情勢を乗り切る手だてだと再認識される出来事でした。

いいことはおかげさま、悪いことは身から出たさび。

相田みつを

「ありがとう」これをもっと素直に言い合おう。

松下幸之助

議会広報特別委員会委員一同

## 議会広報特別委員会委員

- 委員長 夫実男
- 副委員長 長安斎
- 委員 四安沼
- 委員 龍斎倉
- 委員 英多野
- 委員 実昭
- 委員 多倉
- 委員 野田
- 委員 仁子
- 委員 恭裕
- 委員 一知
- 委員 一敬
- 委員 一野